

環境審査顧問会火力部会

議事録

1. 日 時：平成21年1月15日（木）14：00～16：00
2. 場 所：経済産業省別館5階526共用会議室
3. 出席者：
（顧問）
四方部会長、沖山顧問、加藤顧問、川路顧問、北林顧問、清野顧問、河野顧問、近藤顧問、中園顧問、水野顧問、村上顧問、森川顧問、山下顧問、吉澤顧問、渡辺顧問
（経済産業省）
櫻田電力安全課長、吉田統括環境保全審査官、河合環境審査班長 他
4. 議 題：（1）前回議事録（案）の確認について
（2）環境影響評価準備書の審査について
・小名浜パワー事業化調査（株）（仮称）小名浜火力発電所
5. 議事次第
 - （1）開会の辞
 - （2）配布資料の確認
 - （3）前回議事録（案）の確認について、事務局から、住友共同電力(株)新居浜東第二火力発電設備建設工事に係る、平成20年12月10日に開催された火力部会、小名浜パワー事業化調査（株）（仮称）小名浜火力発電所に係る、平成20年11月28日に開催された自然環境分科会、平成20年12月10日に開催された大気環境分科会の議事録（案）について説明があり、了承された。
 - （4）小名浜パワー事業化調査（株）（仮称）小名浜火力発電所環境影響評価準備書の審査にあたり、事務局から現地調査等における質問事項への回答、補足説明資料、審査書（案）の修正比較表及び審査書（案）について説明があった。
 - （5）閉会の辞

6. 質疑内容

<補足説明資料>

【顧 問】 温度・湿度への影響について、風下 300m 地点での予測結果を用いて評価している。冷却塔に近い地点では温度・湿度の影響が大きくなるが、評価地点を風下 300mとした理由は何か。

【経済省】 発電所計画地周辺の状況から風下 300m 地点で評価し、その地点では影響がほとんどなくなると事業者から聞いている。

【顧 問】 冷却塔付近では、排気出口までの高さがあるため、地上レベルでは影響はほとんど無視されるということか。

【経済省】 ご指摘のとおりと思われる。

【顧 問】 冷却塔から放出される飛散水滴量が、冷却塔から 200m の地点で $1.3 \times 10^8 \text{kg/km}^2 \cdot \text{月}$ となっている。重さで考えたとき、 km^2 あたりの水滴量が 130,000 t であり多いイメージがある。この量が降るとすると防錆剤の沈着量なども考えなければならなくなると思うがどう考えるのか。

【経済省】 飛散水滴量の単位は $\text{km}^2 \cdot \text{月}$ あたりの量であり、面積時間ともかなり大きいいため、水滴量も多くなる。飛散水滴量を降水量に換算すると 0.18mm/h となり、その量は少なく、水滴に含まれて降下する物質も少ないと考える。

【顧 問】 降水量として考えた場合は 0.18mm と小さくなるが、降下量として考えた場合は 130,000t となりイメージが変わってくる。この単位を使うことが適当であるか考える必要があるのではないか。

【顧 問】 冷却塔が導入された当時は飛散水滴量が多いのではないかと言われたが、設計値などを見ると多くないことが分かってきた。飛散水滴量を $\text{km}^2 \cdot \text{月}$ あたりで求めると結果が異常に多くなってしまい、時間的、空間的にもイメージが変わってしまうので評価方法はイメージに合うような単位にするのが良い。

【経済省】 単位の表記法について検討する。

<審査書（案）修正比較表及び審査書（案）>

【顧 問】 審査書（案）p21「二酸化炭素」については注釈として「審査継続中」と記載しているが、審査書（案）全体が審査継続中ということになるのか。

【経済省】 従来から環境審査顧問会終了後に必要に応じ行政庁の判断により審査書（案）を修正し勧告として最終的な見解を示していたが、本件については、特に関心が高い二酸化炭素に「審査継続中」と記載している。これに伴い p1 の「総括的審査結果」にも同様の記載をした。

- 【顧 問】 「審査継続中」となっているが、最終的な審査書（案）について環境審査顧問会の承諾もしくは理解を得る手続きは行われるのか。審査書（案）が修正された場合、何らかの形で提示していただかないといけない。
- 【経済省】 従来より、環境省からの意見、知事意見、環境審査顧問会での意見を踏まえて事業者に対し勧告、あるいは確認を行ってきたが、その内容については環境審査顧問会に提示していない。2年に1回開催している環境審査顧問会全体会において、経済産業省の審査結果として報告している。今後は、どのような形で結果の報告をするか検討したい。
- 【顧 問】 修正された場合には、事後了解となるのか。
- 【経済省】 審査書は行政庁の判断により作成されるものである。環境審査顧問会は審査書の決定を諮るものではなく、専門的な見地からの意見を伺うものであると認識している。
- 【顧 問】 本日は二酸化炭素について議論しないのか。二酸化炭素について、個人的な考え方（審査書（案））を用意してきた。各顧問に配布するが良いか。
- 【経済省】 環境審査顧問会において審査書（案）に対する各顧問の意見を聴きたいが、顧問会として意見の統一を図る場ではないと認識している。意見を述べることを妨げるものではなく、ご意見を伺うということであれば資料の配布については構わない。
- 【顧 問】 審査書（案）p6「⑩その他」は緑化計画しかないので、「⑩緑化計画」にしていただきたい。また、「25%の緑地率を確保する。」は事務的な表現であるので、「25%の緑地率を確保し、工場環境の保全に資する計画とする。緑地は、樹林地タイプと草地・湿性地タイプで構成され、樹林地タイプは主として……、草地・湿性地タイプは……」としポジティブな記載としていただきたい。
- 【経済省】 「その他」は従来からの項目立てで書かれている。ご指摘を踏まえ記載を検討する。
- 【顧 問】 審査書（案）p17「総合排水処理設備」と「総合排水処理装置」は同一であれば記載を統一するべき。
- 【経済省】 拝承。
- 【顧 問】 審査書（案）p8 大気質について、第1パラグラフに環境保全措置が記載されているが、それぞれの環境保全措置の具体的な計画について準備書に記載していない。また、第2パラグラフは文章が長く、分かりにくいので記載を検討した方が良い。
- 【経済省】 具体的な数値を出せないものに関しては、効果がわかりにくい。ご指摘を踏まえて記載を検討する。

【顧 問】 「はじめに」について、「地元住民等の意見及びこれに対する事業者の見解に配慮しつつ」とあるが、地元住民等の意見は顧問会で取り上げられていないのではないか。

【経済省】 地元住民等の意見及び事業者の見解については、資料 3-3 で配布している「準備書についての意見の概要と当社の見解」が事業者から提出されている。本資料は、各分科会においても配布している。

【顧 問】 「地域住民等」の「等」には県知事が含まれるのではないか。

【経済省】 配布した手続きフローに「住民意見の提出」が記載されている。事業者は住民意見を取りまとめ、事業者の見解を添付して提出することとなっている。審査書（案）は行政庁が作成する資料であるため、このような記載となっている。

【顧 問】 審査書（案）の p21 二酸化炭素について、私の考えを述べたい。配布した資料を説明する（資料読み上げ）。

- ・最後の段落を、「以上のことから、事業者は設備の稼働に伴い発生する二酸化炭素排出量は、実行可能な範囲で低減されているものと考えたと結論づけている。」とする。

- ・次の段落で以下の文章を追加する。

「しかしながら、本設備が二酸化炭素発生原単位の高い石炭火力であること、通常の一般的な仕様の発電設備に過ぎず最高水準の設備とは言い難いこと、二酸化炭素の排出低減に資するとしている太陽光発電設備も年間の二酸化炭素排出量の 0.04% の低減に過ぎないこと等を勘案すると、二酸化炭素排出量は実行可能な範囲で低減されているとは言えない。事業者にとっては、さらに、現実的な二酸化炭素の排出低減策を講ずるべきであろう。」

この場で審査書（案）の結論が出れば良いが、これが私の意見である。

【顧 問】 二酸化炭素の排出原単位に太陽光発電は含まれていないのか。

【経済省】 含まれていない。

【顧 問】 あとは発電効率 40% の位置付けがどうかという問題だろうと考える。

【顧 問】 二酸化炭素の排出原単位である $0.814\text{CO}_2\text{-kg/kWh}$ は、PPS 事業者の自主行動計画の目標値を超えており、これでは自主行動計画の意味がなくなる。この場では自主行動計画の是非については取り上げないが、本発電所から排出される二酸化炭素が実行可能な範囲で低減されていると言いがたい。

【顧 問】 「はじめに」について、顧問の意見の扱いについては、本日の火力部会及び 12 月 10 日の大気環境分科会で議論され、ほぼ了解が得られたと理解している。

「事業者から提出のあった補足説明資料の内容を踏まえて」とあるが、本日の火力部会には補足説明資料の全体像が出されていない。大気環境分科会で本発

電所の技術水準についての質疑があったが、本日の火力部会では、それに関する事業者からの補足説明資料が示されていない。本発電所が採用可能な最高水準の設備を採用しているという包括的な説明資料が火力部会で示されていないければ、事業者が実行可能な範囲で影響を低減しているかを審査することはできないはずである。また、京都議定書目標達成計画との整合についても火力部会で資料が示されていないため、これも審査をすることはできないはずである。勧告を出す前に事業者からこれらの項目に関連する補足説明資料を取り寄せた方が良いと思う。

地元住民等の意見について、環境影響評価法で正式な位置付けがされており、福島県知事意見はこの文章の対象となっていないと理解している。

【顧 問】 バイオマスの混焼は3~5%となっているが、具体的な量はどのくらいになるのか示す必要がある。

【経済省】 設備的に3~5%のバイオマスの混焼が可能と聞いている。バイオマスの混焼は、燃料の調達が困難であるため現状では実現できず、燃料の具体的な量については確認していない。二酸化炭素の予測にはバイオマスの混焼は織り込んでいない。

【顧 問】 ボイラーやミルがバイオマス燃料3~5%の混焼に対応しているが、実現しないため具体的な量も示せないということだと思う。

【顧 問】 具体的な量が示せないなら、事後調査とするべきである。

【経済省】 予測の前提条件に含まれているならば事後の確認項目にもなり得るが、予測に含まれていないので確認の対象にはならないと考えている。

【顧 問】 実現しないのであれば、審査書（案）に入れるべきではない。

【経済省】 審査書（案）の修正案では、太陽光発電と同様に、なお書き以降に記載しており、参考としての扱いとした。

先ほど、本日の火力部会に補足説明資料の全体像が出されていない、とのご指摘をいただいた件について説明すると、現地調査において説明した技術的事項の確認等の資料の取り扱いについては、これまで明確にしていなかったが、本案件より各分科会の配布資料に説明済みの資料として添付することとした。これは一般に公開するという意味でもある。本日の火力部会では、説明済みの資料の添付は省略したが、これらの運用については今後さらに検討したい。

以 上